

## 岡崎市河川美化団体補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、快適な生活環境の実現のため、河川美化団体が行う河川の清掃活動及び河川愛護活動（以下「清掃活動等」という。）に要する経費の一部を予算の範囲内において補助する河川美化団体補助金（以下「補助金」という。）の交付に必要な事項を定めるものとする。

2 補助金の交付に関しては、岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において「河川美化団体」とは、市内の河川流域の町内会等の地縁団体を中心に組織された団体で、清掃活動等を組織的かつ継続的に実施している公益的団体をいう。

### (補助対象経費)

第3条 補助対象経費及び補助対象外経費は、清掃活動等に必要経費で別表に定めるところによる。

2 次の各号に掲げる収入については、補助対象経費から控除するものとする。

(1) 国、県及び岡崎市以外の地方公共団体から受けている他の制度による補助金、助成金（以下「補助金等」という。）及び報奨金

(2) 岡崎市から受けている他の制度による報奨金

3 岡崎市から他の制度による補助金等を受けている事業は、補助金の対象外とする。

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の合算額に2分の1を乗じて得た額とし、120,000円を限度とする。

2 前項の規定により算出した額に、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

### (交付申請書の提出)

第5条 補助金を受けようとする団体は、様式第1号の市費補助金等交付申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて、事業に着手する前日（事業に着手する日が当該年度の初日にあたる場合にあっては、その日）までに提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 役員名簿又は会員名簿

(4) 会則

(5) その他市長が必要と認めるもの

(交付決定等)

第6条 前条に規定する市費補助金等交付申請書等の提出があったときは、市長はその内容を審査の上、補助金の交付決定を行うものとする。この場合において、市長は必要な条件を付することができる。

(実績報告書の提出)

第7条 補助金の交付決定を受けた団体（以下「補助団体」という。）は、様式第2号の実績報告書を補助事業完了の日後30日以内（30日以内に当該年度の末日が到来する場合にあっては、当該年度の末日までの間）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 補助対象事業の活動状況が確認できる写真等
- (4) 補助対象経費の支出が確認できる領収書の写し等
- (5) その他市長が必要と認めるもの

(補助金交付の時期)

第8条 補助金は、補助金の額の確定後に補助団体からの請求により交付する。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を概算払により交付することができるものとする。

2 前項の規定により補助金の概算払を受けた者は、補助金の額の確定後、速やかに精算しなければならない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

2 本補助金は、平成15年度までの岡崎市まちづくり公社河川美化団体補助金交付事業を継承するものであり、第3条の要件を継続的に適用する。

3 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、制度の見直しについては随時実施する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

## 別表

### 1 補助対象経費

- (1) 報償費（河川の清掃活動を行う団体及び個人に対する実費弁償）
- (2) 物品購入費（草刈機・草刈機の刃・鎌・ごみ袋・長靴等の清掃道具購入費、ユニフォーム・植樹用苗木等購入費、事務用品費等（1品2万円以上（税込）の物品購入費を除く。））
- (3) 燃料費（草刈機の燃料費）
- (4) 食糧費（作業時の飲料費）
- (5) 印刷製本費（事業に係る資料等の印刷費、写真の現像代（実績報告に利用する写真代は除く）等）
- (6) 通信運搬費（切手等の郵送経費）
- (7) 委託料（看板製作費等、団体の会員では実施できない業務の外部委託費用）
- (8) 使用料・賃借料（会場使用料、機器賃借料等）
- (9) その他の経費で市長が必要と認める経費

### 2 補助対象外経費

- (1) 食糧費（作業時の飲料費を除く。）
- (2) 会員、関係者及び関係団体等に対する慶弔費、見舞金等の交際費及びこれに類する経費
- (3) 積立金及び預金
- (4) 他団体等への補助金、負担金等
- (5) 団体の構成員に対する交通費等の各種手当、人件費及び労務に対する対価
- (6) 支出が領収書等で確認できない経費
- (7) 1品2万円以上（税込）の物品購入費

(8) その他社会通念上、公金で賄うことがふさわしくないと考えられる経費

市費補助金等交付申請書

年 月 日

(宛先)岡崎市長

(申請者)住 所.....  
団体名.....  
代表者.....  
電 話.....

河川美化活動事業について、次のとおり岡崎市河川美化団体補助金を交付してください。

- 1 市費補助事業等の目的
- 2 市費補助事業等の内容
- 3 市費補助事業等の完了予定期日
- 4 交付を受けようとする市費補助金等の額
- 5 市費補助事業等の経費の配分及び経費の使用方法
- 6 添付書類
  - (1) 事業計画書
  - (2) 収支予算書
  - (3) 役員名簿又は会員名簿
  - (4) 会則
  - (5) その他（活動内容が分かるもの）

市費補助事業等実績報告書

年 月 日

(宛先)岡崎市長

(申請者)住 所.....  
団体名.....  
代表者.....  
電 話.....

年 月 日付け(年度)岡崎市指令(主管課を表した略字)第 号で市費補助金等の交付決定がありました事業は、次のとおり完了しました。

- 1 市費補助事業等の名称
  
- 2 市費補助金等の交付決定額及びその精算額  
交付決定額  
精算額
  
- 3 市費補助事業等の実施期間
  
- 4 市費補助事業等の成果
  
- 5 添付書類
  - (1) 事業報告書
  - (2) 収支決算書
  - (3) 事業で支出した領収書の写し
  - (4) 活動の様子が分かる写真